

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

法第3条の規定に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次のとおりである。（令和4年10月3日内閣府告示第99号）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第3節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、宮古市災害警戒本部又は宮古市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、宮古市災害対策本部条例及び宮古市災害対策本部規程に定めるところによるものとし、その活動体制計画については、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

第3 市の職員の動員配備体制

通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するとともに、各配備体制の対象となる職員は、市内で震度5強以上を観測する地震が発生し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合においては、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに自主参集することとする。

配備体制、動員の方法及び参集場所等の職員の参集計画は、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害情報の収集・伝達については、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところによるが、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

ア 市その他の防災関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めるものとする。

イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めるものとする。

(2) 避難のための指示

【地震全般】

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認められる地域の住民に対し避難の指示をすることとする。

また、市長は、避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告するものとする。

イ 知事は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により市長が、避難のための立ち退きの指示ができなくなったときは、市長に代わって実施するものとする。

ウ 警察官又は海上保安官

① 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、住民等に対して避難のための立ち退きを指示することとする。この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を市長に通知することとする。

② 警察官又は海上保安官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官又は海上保安官がその場に行かないときで特に急を要する場合は、危害のおそれのある者を避難させるものとする。

【津波】

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と

認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

イ 地震発生後、津波警報等が発せられたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

【本編・第3章・第15節 参照】

(3) 避難方法・避難誘導等

【本編・第3章・第15節 参照】

2 施設の緊急点検・巡視等

市は、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定緊急避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

その活動については、第3章第1節「活動体制計画」、同章第9節「津波・浸水対策計画」に定めるところによる。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講じるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

市及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第8節「消防活動計画」、第16節「医療・保健計画」に定めるところによる。

5 物資調達

物資調達については、第3章第17節「食料、生活必需品等供給計画」に定めるところによるが、次の事項にも配慮する。

- (1) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給の要請を行う。

6 輸送活動

市及びその他の防災関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第3章第7節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

7 保健衛生・感染症予防活動

市及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第3章第16節「医療・保健計画」及び同章第20節「感染症予防計画」に定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 市は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）

及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合には県に対して供給の要請を行う。

その活動については、第2章第9節「防災施設等整備計画」、第3章第10節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

2 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 県、他の市町村への応援要請

第3章第10節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

2 自衛隊への派遣要請

第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

3 広域的な災害対応体制の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に近接道県からの応援を求めることは困難であるため、県や他の市町村と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

1 整備方針

- (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進することとし、その整備方針及び計画は第2章第14節「津波災害予防計画」に定めるところによる。
- (2) 河川、海岸管理者は、河川・海岸水門管理要綱等により、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。
- (3) 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波による被害が生じる恐れのある場合は、河川・海岸水門管理要綱等により、水門及び閘門を閉鎖するものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 市は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第2章第9節「防災施設等整備計画」、同章第14節「津波災害予防計画」に定めるところによる。
- (5) 市は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第2章第4節「避難対策計画」、同章第5節「通信確保計画」に定めるところによる。

第2 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3節第1の1のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体(以下「居住者等」という。)及び、観光客、釣り客やドライバー等(以下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること。
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置
- (3) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第3 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地区は、別紙1から別紙3のとおりである。

なお、市は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- 2 市は1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - (1) 地区の範囲
 - (2) 想定される危険の範囲
 - (3) 指定緊急避難場所
 - (4) 指定緊急避難場所に至る経路
 - (5) 避難の指示の伝達方法
 - (6) 指定緊急避難場所にある設備、物資等及び指定緊急避難場所において行われる救護の措置等
 - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 3 市は、指定緊急避難場所を開設した場合は、当該指定緊急避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとし、その計画については第3章第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。
- 4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び久慈市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 5 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり、他人の介護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の指定緊急避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を受入れる施設のうち自らが管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 6 市はあらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- 7 市は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講じるものとする。
- 8 指定緊急避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市が指定緊急避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 収容施設への受入れ
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の引渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

- 9 市は、居住者等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。

第4 消防機関等の活動

- 1 市は、第3章第8節「消防活動計画」、同章第9節「津波・浸水対策計画」に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 救助・救急
 - (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
 - (6) 所管区内の監視、警戒及び水防施設の管理者へ連絡通知
 - (7) 水門・閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (8) 水防資機材の点検、整備、配備等
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、宮古地区消防本部が定める消防計画及び市水防計画に定めるところによる。

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第12節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章第6節「広報広聴計画」、同章第26節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

- 1 水道
水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。
- 2 電気
 - (1) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
 - (2) 指定公共機関東北電力ネットワーク株式会社岩手支社が行う措置は、別に定めるところによる。
- 3 ガス
 - (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
 - (2) 指定地方公共機関一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会が行う措置は、

別に定めるところによる。

4 通信

- (1) 電気通信事業者、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社等が行う措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、県、市町村、その他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、指定緊急避難場所に関する情報、津波に関する情報等住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。
- (3) 指定公共機関日本放送協会盛岡放送局が行う措置は、別に定めるところによる。
- (4) 指定地方公共機関である株式会社IBC岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社岩手めんこいテレビ、株式会社岩手朝日テレビ、株式会社エフエム岩手が行う措置は、別に定めるところによる。

第6 交通対策

1 道路

市、県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとする。

道路管理者は、情報板等により津波に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、避難所へのアクセス道路等について、除雪、防雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

その活動については、第3章第7節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

2 海上

第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を考慮するとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

その活動については、第3章第7節「交通確保・輸送計画」、同章第25節「公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画」に定めるところによる。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置を考慮するものとする。

その活動については、第3章第25節「公共土木施設応急対策計画」に定めるところによる。

4 乗客等の避難誘導

- (1) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市と連携して、列車、船舶等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。
- (2) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市と連携して避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

第7 市が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、診療所、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 療養所、診療所等は、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じる。
- イ 学校、職業訓練校等にあつては、
 - 当該学校が、本市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置を講じる。
 - 当該学校に保護を必要とする生徒がいる場合（例えば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置を講じる。
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のため必要な措置を講じる。
- エ 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報又は津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するための必要な措置を講じる。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又は災害対策本部を構成する各部がおかれる庁舎等の管理者は1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 市計画に定める指定緊急避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置を講じるとともに、

市が行う指定緊急避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 市は屋内避難に使用する建物の選定において県有施設の活用等をするときは、県に協力を要請するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第8 迅速な救助

1 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、宮古地区消防本部が定める消防計画及び市水防計画に定めるところによる。

2 市は、県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の養成等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

3 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第5節 関係者との連携協力の確保に関する計画

第1 資機材、人員等の配備手配

- 1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため、広域的措置が必要なものは、第3章第10節「相互応援協力計画」に定めるところによる。
- 2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定は、資料編「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」、「関係団体等との災害時における応援協定の締結状況」のとおりであり、必要に応じて応援等を求めることとする。

第2 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、第2章第7節「食料・生活必需品等の備蓄計画」に定めるところによる。

第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する計画

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は第3章第3節「津波警報・地震情報等の伝達計画」に定めるところによる。

2 市町村の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について防災行政無線等により周知するものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 市町村の取るべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市町村における日頃からの地震の備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

（後発地震に対して注意する措置）

- 1 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- 2 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- 3 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- 4 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 整備すべき施設

次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。

なお、市が所有する施設の耐震化対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 土砂災害防止施設
- (3) 津波防護施設
- (4) 避難場所
- (5) 避難経路
- (6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防施設
- (7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- (8) 通信施設の整備
- (9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
- (10) その他事業

市及びその他防災関係機関は第5章第3節第1及び第4節第2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

ア 久慈市防災行政無線

イ その他の防災関係機関等の無線

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

ウ 市の事業

エ 特定事業所の事業

第2 整備方針

- (1) 市は、施設整備の年次計画に当たっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 市は、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

第8節 防災訓練計画

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。訓練計画については、第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。

なお、訓練の実施時期について、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期等の実施について考慮する。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を実施する。

（職員等に対する教育に含むべき事項）

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

（地域住民等に対する教育・広報に含むべき事項）

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品